

発議第9号

今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用等に関する決議について

下記の決議を、伊賀市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年9月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

森岡 昭二

上田 宗久

市川 岳人

福岡 正康

生中 正嗣

中井 洸一

中谷 一彦

記

## 今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用等に関する決議

現庁舎地は、上野城をはじめとし忍者屋敷、芭蕉翁記念館、俳聖殿など数多くの観光資源や伝統的な街並みのある中心市街地の一角に位置している。

当市の中心市街地では空き店舗が増加するなど賑わいは減衰傾向にあり、今後の中心市街地の活性化に向け現庁舎地を活用した賑わい創出が強く求められているところである。

私たち市議会は、以下の考えをもって取り組みを進めることが、今後の中心市街地の賑わい創出に繋がるものと考え、ここに決議する。

### 記

- 1 南庁舎は取り壊し、十分な駐車スペースを確保すること。
- 2 現庁舎地には、賑わい創出に繋がるコンパクトな建物の建設を検討すること。
- 3 具体的な活用内容等については、議会、市民及び各種団体の意見を尊重し、十分な協議と合意をもって決定されるべきものであること。